

■ Article (vol. 51) ■

東日本大震災への税制上の対応等

日税研専務理事 坂田純一

『政治はなにしているのか』、東日本大震災から56日。災害の全容はいまだ不透明であり、原発（放射線飛散等）への恐怖に怯えている国民も数多く、あちこちから嘆きの声が聞こえてくる。被災者や被災企業を支援する「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「震災特例法」）が、先月27日の参議院本会議で、やっと全会一致により可決成立した。この「震災特例法」は、阪神・淡路大震災のとき（35日で立法）に比べ遅いものの政府・民主党が大震災の復旧・復興のために検討している特別立法の第一弾とされている。

一方、税務行政庁である国税庁の対応は、迅速であった。震災の翌々日には、「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長措置について」を国税庁ホームページに掲載。以後、4月末日までに次々と税務行政としての対応措置を発遣・公表している。

本メルマガでは、特に、「震災特例法（国税関係）」の概要を紹介するが、国税庁の発遣・公表等の内容についても、以下に主なものを時系列的に列記するので参考とされたい。

・「震災特例法」

http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/index.htm

・国税庁：「交通手段や通信手段の遮断又はライフラインの遮断などによる申告・納付等の期限延長について（東北地方太平洋沖地震関係）」（3月14日公表）

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/kigenencho.htm>

・国税庁：「東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長措置について（3/14現在）」（3月15日公表）

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/index.htm>

・国税庁：「災害に関する主な税務上の取扱いについて」（3月24日公表）

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/atsukai/index.htm>

- ・国税庁：「<国税庁からのお知らせ>法人税確定申告書等用紙に係るお知らせ」
(3月28日公表)

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/pre-print.htm>

- ・国税庁：「災害に関する税務上の取扱いFAQ」(4月8日公表)

法人税、消費税及び源泉取得税

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/pdf/hojin_shohi_gensenshotokuFAQ.pdf

相続税及び贈与税

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/sozoku_zoyofAQ/index.htm

- ・国税庁：「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱い通達について（法令解釈通達）」(4月20日発遣・公表)

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/110418/hojin_atsukai.pdf

- ・国税庁：「東日本大震災関係諸費用（災害損失特別勘定など）に関する法人税の取扱いに係る質疑応答事例」(4月20日公表)

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/pdf/hojin_FAQ.pdf

- ・国税庁：「東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱いについて」
(4月27日公表)

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm>

「震災特例法」の概要（主に「法律案要綱」による）

「震災特例法」の立法理由は、「東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定める必要がある。」とされている。

（注）「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう（震災特例法2①）。

（注）震災特例法は、公布の日（平成23年4月27日）から適用される。（震災

特例法附則第1条関係)

(文中の注記の(注)は、筆者。)

一 所得税関係

1 東日本大震災により住宅、家財等について生じた損失について、次の措置を講ずることとする。(第4条、第5条関係)(注)阪神・淡路大震災時の対応を拡充

- (1)その損失額を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できる。
- (2)雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を5年とする。(注)現行3年)

2 事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失(以下「被災事業用資産の損失」という。)について、次の措置を講ずることとする。(第6条、第7条関係)(注)阪神・淡路大震災時の対応を拡充

- (1)その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができる。この場合において、青色申告者について平成22年分の所得において純損失が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、平成21年分の所得への繰戻し還付ができる。

(2)被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成23年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間を5年とする。(注)現行3年)

- ①青色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の損失額の占める割合が10分の1以上である者の有する被災事業用資産の損失による純損失を含む平成23年分の純損失の金額
- ②白色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の損失額の占める割合が10分の1以上である者の有する被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額

3 個人が、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に支出した震災関連寄附金(国又は東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金及び東日本大震災に関連する財務大臣が指定寄附金として指定した寄附金をいう。以下同じ。)について、次の措置を講ずることとする。(第8条関係)

- (1)震災関連寄附金に対する寄附金控除についての控除対象限度額を、総所得

金額等の100分の80相当額とする。(注)現行40% (注)阪神・淡路大震災時になかったもの

- (2) 認定特定非営利活動法人及び共同募金会連合会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える額の100分の40相当額(所得税額の100分の25相当額を限度)をその年の所得税額から控除する。(注)阪神・淡路大震災時になかったもの

4 勤労者が、東日本大震災により被害を受けたことにより、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に、勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の目的外払出しを行う場合には、その貯蓄に係る利子等に対する遡及課税等は行わないこととする。(第10条関係、附則第3条関係)

5 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することができることとする。(第13条関係)

二 法人税関係

1 法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額(欠損金額のうち東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額をいう。)がある場合には、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間開始の日前2年以内に開始した事業年度の法人税額のうちその繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額の還付を受けることができる措置を講ずることとする。(第15条、第23条関係) (注)阪神・淡路大震災時の対応を拡充

なお、偽りその他不正の行為により、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合の罰則について必要な規定を設けることとする。(第33条関係)

2 法人の平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間において東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものがある場合には、当該中間期間に係る仮決算の中間申告において、当該中間期間

において課される所得税額で当該中間期間の法人税額から控除しきれなかった金額（その損失の額を限度）を還付する措置を講ずることとする。（第16条、第24条関係）

3 東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出を要しないこととする。（第17条、第25条関係）

4 事業者が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災により滅失若しくは損壊をした建物、構築物若しくは機械装置若しくは一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具の代替資産の取得等をしてその事業の用に供した場合又は建物、構築物若しくは機械装置の取得等をして被災区域（東日本大震災により滅失をした建物等の敷地等の区域をいう。以下同じ。）内においてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得等の時期に応じた次の償却割合を乗じた金額の特別償却ができることとする。（第11条、第18条、第26条関係）（注）阪神・淡路大震災時の対応を拡充

(1) 建物又は構築物

- ① 平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得等をしたもの
100分の15（中小企業者等にあつては、100分の18）
- ② 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたもの
100分の10（中小企業者等にあつては、100分の12）

(2) 機械装置又は一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具

- ① 平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得等をしたもの
100分の30（中小企業者等にあつては、100分の36）
- ② 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたもの
100分の20（中小企業者等にあつては、100分の24）

（注）被災代替資産等の特別償却を図表化すると、次の通りとなる。

取得等の時期 被災代替 資産等の区分	平成23年3月11日 から平成26年3月 31日までの間	平成26年4月1日 から平成28年3月 31日までの間
建物又は構築物	15% (18%)	10% (12%)
機械装置	30% (36%)	20% (24%)
一定の船舶、航空機又は車 両運搬具	30% (36%)	20% (24%)

※ カッコ内は中小企業者等が取得等をする場合の償却率です。

5 事業者が、平成23年3月11日から平成28年3月31日までの期間（以下「対象期間」という。）内に、次の買換えを行った場合には、その買換えに係る対象期間内に資産の譲渡をして、その譲渡の日を含む事業年度において取得をし、かつ、その取得の日から1年以内にその事業の用に供する資産について、その譲渡をした資産に係る譲渡利益金額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳ができることとする。（第12条、第19条～第21条、第27条～第29条関係）

(1) 被災区域である土地等又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物若しくは構築物で、平成23年3月11日前に取得がされたものから、国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

(2) 被災区域である土地以外の土地の区域内にある土地等、建物又は構築物から、被災区域である土地等又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産への買換え

6 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例について、東日本大震災のため、代替資産又は買換え資産をその取得すべき期間内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下に、その期間を2年以内の範囲で延長することができることとする。（第22条、第30条関係）

三 相続税・贈与税関係

1 平成23年3月10日以前に相続又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税で同月11日以後にその申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を東日本大震災の発生直後の価額とすることができることとするとともに、その申告期限を別に定める日まで延長することとする。（第34条～第36条関係）

2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（以下「贈与税に係る住宅特例」という。）について、次の措置を講ずることとする。（第37条、第38条関係）

☒ 阪神・淡路大震災時になかったもの
(1) 平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」という。）をした者が、同日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより贈与税に係る住宅特例の適用を受けた場合にお

いて、その住宅用家屋が東日本大震災により滅失等をしたことによってその居住の用に供することができなかつたときは、居住の用に供することを要件としない。

- (2) 平成22年1月1日から同年12月31日までの間に住宅取得等資金の贈与を受けた者が、住宅用家屋の新築等をし、平成23年3月15日後遅滞なくその住宅用家屋を居住の用に供することが確実であると見込まれることにより贈与税に係る住宅特例の適用を受けた場合において、東日本大震災に起因するやむを得ない事情によりその住宅用家屋を同年12月31日までにその居住の用に供することができなかつたときは、その居住期限を平成24年12月31日まで延長する。
- (3) 平成23年1月1日から同年3月10日までの間に贈与により金銭を取得した者が、その金銭を対価に充てて住宅用の家屋の新築等をする場合においては、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により平成24年3月15日までに新築等ができなかつたときであっても、贈与税に係る住宅特例の適用を受けることができることとした上で、その新築等の期限を平成25年3月15日まで延長する。

四 登録免許税関係（略）

五 消費税等関係

1 東日本大震災の被災者である事業者について、課税事業者選択届出書の提出等に係る適用関係の特例を定めることとする。（第42条関係）

2 東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出を要しないこととする。（第43条関係）

六 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係

東日本大震災により住宅又は家財について被害を受けた者については、その被害を平成22年において受けたものとして、平成22年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を適用することができることとする。（第49条関係）

以上